

PwCマレーシア



Taxavvy

日本語版

2022年度税制改正案 パート2

2021年11月12日



2021年10月29日の予算・税制改正案発表を受け、「TaXavvy日本語版 2022年度税制改正案 速報版」を2021年10月31日に発行しました。

本記事「TaXavvy日本語版 2022年度税制改正案 パート2」は、その後2021年11月9日に公表された税制改正法案(財務法案)に基づき、そのうち主要な内容をまとめたものとなります。



Inside this issue

1. 法人所得税および個人所得税の課税範囲	4
• 国外源泉所得をマレーシアに送金した場合の課税	
2. 法人所得税	6
• 欠損金の繰越し期間	
• 再投資控除(RA)の未利用額の繰越し期間	
• 個人のエージェント等に対する支払いに係る源泉税	
• R&D会社/受託R&D会社のステータスの取得	
3. 税務執行	9
• 納税者識別番号 (Tax Identification Number (“TIN”))	
• 銀行口座の情報を要請する権限	
• 所定のフォームでの住所変更の通知	
4. その他	11
• 不動産利得税	
• マレーシアの会社・信託・社団が不動産を譲渡する際の不動産利得税の源泉徴収	
• 個人所得税	
• 個人所得税における医療費控除	
• 個人所得税における国内旅費控除	



1

法人所得税および個人所得税 の課税範囲



1. 法人所得税および個人所得税の課税範囲

国外源泉所得をマレーシアに送金した場合の課税

2022年税制改正案において、2022年1月1日より、マレーシア居住者が得た国外源泉所得につきマレーシアで送金を受けた場合、法人税・所得税の課税を受けることが提案されました。

改正法案において追加的に明らかになった事項

- 国外源泉所得に対する課税は、税務上のマレーシア居住者に適用され、会社および個人が対象になります。
- すべての種類の所得が対象であり、事業所得、雇用所得に加え、その他の受動的所得(配当、利息、ロイヤリティなど)が対象になります。
- 経過措置として、2022年1月1日から2022年6月30日の間にマレーシアに送金される国外源泉所得は、グロスの所得金額に対して3%の税率で課税されます。
- 2022年7月1日以降にマレーシアに送金される国外源泉所得は、会社であれば24%(中小企業に該当する場合、課税所得RM600,000までは17%)、個人であれば0%から30%の税率で課税されます。

(2022年1月1日より適用)

コメント:

- 3%の税率は、2022年7月1日以降に通常税率の適用を受ける前に、国外所得をマレーシアに送金する納税者への影響を緩和するための経過措置と考えられます。
- RM100百万以上の課税所得に対して課せられる33%の「富裕税」の適用を受ける企業の場合、税率3%の経過措置の期間中に送金された金額がどのように課税されるかが、現時点では不明となっています。今後の明確化が期待されます。
- 改正法案の規定は、すべての税務上の居住者が稼得するすべての種類の所得を対象としており、国外源泉所得に幅広く課税する大きな影響を及ぼします。特定の所得を免税にするための政令等を設けることを政府が検討するか、現時点では不明です。
- 所得としての性質を持つものを送金した場合のみ課税が生じる点に留意が必要です。たとえば、もともと課税されないキャピタルゲインの送金を国外から受けても、課税されません。
- 実務的には、送金額のうち所得に該当する部分(たとえば、利息、給与、配当など)と元本の返済など所得に該当しない部分をどのように区別するかが、課題のひとつになると考えられます。また、為替換算の影響も考慮する必要があります。これらの問題の影響は時間の経過とともに積み重なっていくため、税務当局により早期に手当されることが望まれます。



2

法人所得税



2. 法人所得税

欠損金の繰越し期間

2022年税制改正案において、以下の通り、欠損金の繰越し期間を7年から10年に延長することが提案されました。

- 2019課税年度以降に発生した欠損金は、その後10課税年度にわたって繰り越すことができます。
- 2018課税年度の時点における繰越欠損金の残高は、2028課税年度まで繰り越すことができます。

改正法案において追加的に明らかになった事項

- 繰越期間の延長は、1967年所得税法における欠損金(事業損失)のみが対象になります。

コメント:

1986年投資促進法における未利用のパイオニア損失の7年の繰越し期間については、今回の改正法案では改正が行われませんでした。

また、再投資控除(RA)の未利用額や所得税法別表7Bの承認サービスプロジェクトに係る投資控除の未利用額についても、現行の7年間の繰越し期間は延長されませんでした。

再投資控除(RA)の未利用額の繰越し期間

これまで、RAの未利用額は、以下のように7年間繰り越すことができました。

1. 当初15年間の再投資控除
 - 15年間の終了が2018課税年度以前の場合は、2018課税年度時点のRAの未利用額の残高を2025課税年度まで
 - 15年間の終了が2019課税年度以降の場合は、終了した課税年度から7課税年度まで
2. 2016課税年度から2018課税年度の特別再投資控除
 - 2018課税年度時点の特別RA未利用額を2025課税年度まで

2022年税制改正案では、国家経済再生計画(PENJANA)のもとで導入された2020課税年度から2022課税年度までの特別再投資控除を2年間延長(2024課税年度までに延長)することが発表されました。

改正法案において追加的に明らかになった事項

上記の税制改正案に付随して、2020課税年度から2024課税年度までの期間に発生した2024課税年度終了時点での特別RAの未利用額については、2031課税年度まで7年間の繰越し可能になることが改正法案で明らかになりました。

コメント:

当初の15年間のRAの未利用額、その後の2度の特別RAの未利用額については、それぞれ繰越しの開始時期が異なるため、残高を分けて把握できるようにしておく必要があります。

2. 法人所得税

個人のエージェント等に対する支払いに係る源泉税

従来、居住者であるエージェント、ディーラー、ディストリビューターに対する支払いに関しては、源泉税がかかりません。今回、以下の特定の支払いには、2%の源泉税を課することが提案されました。

- 販売、取引、スキームの実行に伴い、エージェント、ディーラー、ディストリビューターに対して支払う金銭の総額が対象となります。
- この源泉税は、居住者である個人のエージェント、ディーラー、ディストリビューターが、前課税年度に、同一会社からRM100,000超の金銭・非金銭を受け取った場合のみ適用されます。
- 会社が源泉徴収した金額は、エージェント、ディーラー、ディストリビューターへの支払いの日または未払い計上した日から30日以内に、内国歳入庁 (IRB) に納付する必要があります。
- 会社が上記の源泉税の納付を適正に行わなかった場合、源泉税はその10%相当額だけ加算され、会社は合計額の納付義務を負うことになります。また、加算額は損金算入できません。
- エージェント、ディーラー、ディストリビューターは、控除された源泉税を自らの所得税から控除することができます。

(2022年1月1日より適用)

R&D会社/受託R&D会社のステータスの取得

R&D会社および受託R&D会社のステータスを取得するには、MITI(国際通商産業省)への申請・承認が必要になります。承認のための一定の条件が予め付与される可能性があります。ステータスは5年間付与され、承認を得れば延長可能です。

既存のR&D会社および受託R&D会社は、2022年1月1日から6月30日の期間、そのステータスを継続することができます。ステータスをさらに継続するには、この期間内にMITIに通知する必要があり、そうでなければステータスを失うことになります。

(2022年1月1日より適用)

コメント:

本改正は、R&D会社または受託R&D会社の役務に対して支払いを行い、税務上の二重控除を適用している会社にも影響するため、留意が必要です。つまり、支払先のR&D会社または受託R&D会社はそのステータスを失うと、二重控除を適用できなくなります。



3



稅務執行



3. 税務執行

納税者識別番号 (Tax Identification Number (“TIN”))

2022年税制改正案において、TINが2022年に導入されることが提案されていました。

改正法案において追加的に明らかになった事項

1. 内国歳入庁長官は、1967年所得税法のもと、TINを発行する権限を付与されます。TINは、個人所得税、不動産利得税、印紙税で用いられます。
2. 以下に該当する人は、TINを持つことが必要になります。
 - 上記の税に係る課税を受け、納税義務を負う者
 - 所得税の申告書を提出する義務を負う者
 - 18歳以上のマレーシア国民
3. 2022年1月1日より前に納税者番号(tax reference number)を付与された者は、TINを付与されたものとみなされます。

(2022年1月1日より適用)

銀行口座の情報を要請する権限

納税者の財産差押えの申請をする目的で裁判所の判決を取得した上で、内国歳入庁長官に、金融機関に対して納税者の銀行口座情報の提供を要求できる権限を付与することが提案されました。

内国歳入庁の要請に従わない場合、RM200からRM20,000の罰金または6か月以内の懲役あるいはその双方が科されます。金融機関は、内国歳入庁の要請について、外部に公開することはできません。

(2022年1月1日より適用)

所定のフォームでの住所変更の通知

これまで、所得税および石油所得税において、納税者が内国歳入庁に住所変更を通知する際、通知のための特定のフォームが規定されていませんでした。

今回、所定のフォームを用いて住所変更の通知をすべき旨が提案されました。

(2022年1月1日より適用)



4

その他

- 不動産利得税
- 個人所得税



4. その他(不動産利得税、個人所得税)

不動産利得税

マレーシアの会社・信託・社団が不動産を譲渡する際の不動産利得税の源泉徴収

マレーシアの会社・信託・社団が、取得後3年以内に不動産を譲渡する場合、譲渡先は、譲渡対価のうち金銭の部分の金額または譲渡対価全体の5%(従来は3%)の金額のいずれか少ない金額を源泉徴収し、譲渡日後60日以内に内国歳入庁に納付すべきことが提案されました。

(2022年1月1日より適用)

個人所得税

個人所得税における医療費控除

2022課税年度より、個人所得税の医療費控除の対象に、COVID-19の検査費用が加えられます(適切なレシートが必要)。

個人所得税における国内旅費控除

個人所得税の国内旅費控除の対象に、ライセンスを持つ旅行代理店のパッケージツアー費用が加えられます。2021年1月1日から2022年12月31日の間の支払いが対象で、2021課税年度および2022課税年度に適用されます。

杉山 雄一 ・ Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザー・
新規進出、再編アドバイザー)

Partner

yuichi.sugiyama@pwc.com

+603-2173 1191

佐藤 祐司 ・ Yuji Sato

(税務全般)

yuji.sato@pwc.com

+603-2173 1365

本間 稔 ・ Minoru Homma

(移転価格)

minoru.homma@pwc.com

+603-2173 0817

内田 光紀 ・ Mitsunori Uchida

(会計監査/会計アドバイザー)

mitsunori.uchida@pwc.com

+603-2173 1165

北川 隆信 ・ Takano Kitagawa

(会計監査)

takanobu.t.kitagawa@pwc.com

+603-2173 5288

ラウ・ウェン・ワー ・ Lau Weng Wah

(官公庁申請支援、新規進出、再編、
撤退アドバイザー)

weng.wah.lau@pwc.com

+603-2173 1601

セリナ・タン ・ Selina Tan

(間接税、官公庁申請支援、新規進出)

selina.tan@pwc.com

+603-2173 1557

Date : 15 November 2021
Time : 9.00am to 12.30pm
Contact : Fazlina Jaafar / Chow Xin Yi
(03) 2173 3830 / 0267
Email : events.info@my.pwc.com

Online registration:

insights.pwc.my/budget2022

PwC Malaysia's Budget 2022 Webinar

Building blocks for sustained recovery

Monday, 15 November 2021 | 9:00am - 12:30pm

A webinar by PwC's Academy



Connect with us

Kuala Lumpur

Jagdev Singh

jagdev.singh@pwc.com
+60(3) 2173 1469

Melaka

Benedict Francis

benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Tan Hwa Yin

hwa.yin.tan@pwc.com
+60(6) 270 7300

Penang & Ipoh

Kang Gai Hong

gai.hong.kang@pwc.com
+60(4) 238 9225

Kuching

Lee Yuien Siang

yuien.siang.lee@pwc.com
+60(8) 252 7202

Cynthia Ng

cynthia.hh.ng@pwc.com
+60(3) 2173 1438

Johor Bahru

Benedict Francis

benedict.francis@pwc.com
+60(7) 218 6000

Labuan

Jennifer Chang

jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Corporate Tax Services

Consumer & Industrial Product Services

Margaret Lee

margaret.lee.seet.cheng@pwc.com
+60(3) 2173 1501

Steve Chia

steve.chia.siang.hai@pwc.com
+60(3) 2173 1572

Emerging Markets

Fung Mei Lin

mei.lin.fung@pwc.com
+60(3) 2173 1505

Energy, Utilities & Mining

Lavindran Sandragasu

lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Financial Services

Jennifer Chang

jennifer.chang@pwc.com
+60(3) 2173 1828

Services & Infrastructure

Lim Phaik Hoon

phaik.hoon.lim@pwc.com
+60(3) 2173 1535

Technology, Media and Telecommunications

Heather Khoo

heather.khoo@pwc.com
+60(3) 2173 1636

Specialist Services

Corporate Services

Lee Shuk Yee

shuk.yee.x.lee@pwc.com
+60(3) 2173 1626

Dispute Resolution

Tai Weng Hoe

weng.hoe.tai@pwc.com
+60(3) 2173 1600

Global Mobility Services

Hilda Liow

hilda.liow.wun.chee@pwc.com
+60(3) 2173 1638

Indirect Tax

Raja Kumaran

raja.kumaran@pwc.com
+60(3) 2173 1701

Chan Wai Choong

wai.choong.chan@pwc.com
+60(3) 2173 3100

International Tax Services / Mergers and Acquisition

Gan Pei Tze

pei.tze.gan@pwc.com
+60(3) 2173 3297

People & Organisation

Kartina Abdul Latif

kartina.a.latif@pwc.com
+60(3) 2173 0153

Tax Technology

Yap Sau Shiung

sau.shiung.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1555

Tax Reporting & Strategy

Lavindran Sandragasu

lavindran.sandragasu@pwc.com
+60(3) 2173 1494

Transfer Pricing

Anushia Soosaipillai

anushia.joan.soosaipillai@pwc.com
+60(3) 2173 1419

China Desk

Lorraine Yeoh

lorraine.yeoh@pwc.com
+60(3) 2173 1499

Japan Desk

Yuichi Sugiyama

yuichi.sugiyama@pwc.com
+60(3) 2173 1191

Clifford Yap

clifford.eng.hong.yap@pwc.com
+60(3) 2173 1446

Korea Desk

Keegan Ong

keegan.sk.ong@pwc.com
+60(3) 2173 1684

TaXavvy is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.